

令和7年度 青葉小学校いじめ防止基本方針

霧島市立青葉小学校

法令等 ○「いじめ防止対策推進法」 ○「いじめ防止等のための基本的な方針」 ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」 ○「霧島市いじめ防止基本方針」 →「青葉小学校いじめ防止基本方針」を策定 ○「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定 ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定	本校学校教育目標 知恵をしぼり 力を合わせ とことんやり抜く力を備えた 児童の育成	市のいじめ防止等に関する基本認識 ○いじめは、どの学校でも どの子どもにも起こり得る。 ○ネット上のいじめなどでますます見えにくくなっている。 ○まだ気付いていないいじめがある。 ○いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
いじめ問題への学校の目標 いじめ問題には、組織として対応し、未然防止・早期発見・早期解決に努め、全児童が安心して学校生活を送ることができるようになる。		

【青葉小学校いじめ対策委員会】

- 「心の教育推進委員会」(毎月1回)
 - <構成> 全教職員
 - <内容> ・ 困りごとアンケート結果から
 - ・ 「学校楽しいと」等の結果と対応策について
 - ・ 年間活動の検証、次年度への引継ぎ
 - 事案に応じたケース会議【校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、関係担任、養護教諭】
 - 地域の関係者、第三者を加えた会【学校評議員、民生委員、自治会長、PTA役員等】
 - 専門家等を加えた会【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・いじめ相談員等】
- (2～4は、必要に応じて行う)

家庭・地域との連携 ○学級 PTA, 学年 PTA, PTA総会の活用 ・ 学校基本方針の説明(入学時, 年度の開始時) ・ 教育講演会の実施 ○いじめ問題に関する資料の配布 ○教育相談の実施 ○学校ホームページで学校の基本方針の公開 ○日常的な観察や会話 ○声かけと情報提供	学校の取組 ○未然防止 ・ 学級経営, 学習指導, 道徳教育の充実 ・ 児童会によるいじめ防止活動(児童総会, 児童集会, 委員会活動等) ・ 共感的理解・受容的態度による信頼関係づくり ・ 「居場所づくり」「絆づくり」 ○早期発見 ・ 「困りごとアンケート」(月1回) ・ 「学校楽しいと」の実施(学期1回) ・ 個別相談, 教育相談 ・ 職員間における情報交換(事例研修等) ○対応 ・ いじめ対策委員会で対応確認 ・ 被害者, 加害者への適切なケア及び指導 ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用	市教育委員会との連携 ○指導主事の派遣及び助言 ○いじめ問題対応チームの派遣及び助言 ○研修等への講師派遣 関係機関との連携 ○警察 ○児童相談所 ○市町村の福祉部局等
---	---	---